

休館延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う 臨時休館の延長について

日頃より、当施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策における臨時休館につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月7日、美里町よりスポーツ施設等の臨時休館の延長要請がありました。

つきましては、下記のとおり、施設の臨時休館の対応とさせていただきますので、引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

○施設の臨時休館期間

令和2年5月11日(月)～令和2年6月1日(月)

※通常の休館日を含む

○水泳教室、団体利用等の中止期間

令和2年4月9日(木)～令和2年6月30日(火)(変更なし)

美里町スイミングセンター

指定管理者：株式会社ダンロップスポーツウェルネス